

「(仮称)国立市人権・平和条例」骨子案に関する意見等の募集結果について

・意見交換会 平成29年11月28日(火)

・パブリックコメント募集期間 平成29年11月28日(火)～平成29年12月18日(月)

番号	意見の概要
条例の名称に関するご意見(10)	
1	「国立市人権・平和条例」とすることはすばらしい。
2	「(仮称)国立市あらゆる差別をなくす人権・平和条例」
3	「いきる権利と平和のくにたち市民のやくそく」
4	「差別解消条例」
5	「国立市人権平等条例」
6	名称に“愛称”が入るようなものが望ましい。
7	「誰も排除されない」or「全ての人を受け入れられる」趣旨を一言でいれる。
8	「国立市人権・平和条例」でよいと思います。
9	「国立市人権・平和「基本」条例」のように基本の文言を入れて欲しい。
10	通称として、例えば「いのちの条例」「人間解放条例」はどうか。
前文に関するご意見(35)	
11	「日本国憲法」「世界人権宣言」という文言を入れて欲しい。
12	国の法律である「部落差別解消法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」も入れた上で、その他にLGBTやアイヌ民族なども具体的に入れて欲しい。
13	このような重要な省令を作成する国立市に心からの経緯を表します。条例の根拠となる憲法97条「基本的人権の尊重」、国際条約として人種差別撤廃条約や子どもの権利条約、国際人権規約などの法的根拠を示して欲しい。
14	国際人権基準に裏付けられた条例であることを示すため、前文の「生まれながらにして自由で平等」という部分に、世界人権宣言で述べられた世界共通原則であることを明記して欲しい。
15	前文で人種差別撤廃条約、国際人権規約、子どもの権利条約などにより、差別を撤廃することが市の責務であることを明記して欲しい。単に倫理的理想を宣言した条例ではなく、市には国際人権諸条約の締結国の一部として国際人権法上、差別を撤廃する責務があり、その責務を具体的に実行するための条例であるとの位置づけを明確にし、単に努力すればののではなく、国際的責務であることを明確にするため。
16	昨年施行された「ヘイトスピーチ解消法」や「障害者差別禁止法」などの差別禁止法に基づいた文言を入れて欲しい。その方がより具体的な問題設定ができるのではないかと。
17	人種差別撤廃条約において、差別を撤廃することが市の責務であるということを前文に明記して欲しい。ヘイトスピーチ解消法にも地方公共団体の責務が示されている。
18	前文や条文のなかに、この条例が、他の個別的な条例の上位条例となる旨を明記して欲しい。
19	2000年の国立市平和都市宣言だけでなく、1982年非核武装年宣言やしょうがいしゃがあたり前に暮らすまち宣言など、市の歴史をなるべく長いスパンで盛り込んではどうか。
20	150年前の谷保村は自由民権運動の拠点(本田家)だった。歴史、戦争(出征や空襲や軍需工場)や植民地支配の歴史、米軍基地と朝鮮戦争と文教地区の歴史(排他的側面を含む)を入れてはどうか。
21	国立のまちは、すでにあらゆる国、ルーツ、性、多様な人が暮らし、社会・世界とつながっていることを記載してはどうか。
22	前文に「ソーシャルインクルージョンのまちづくりを推進してきた。」の文言を入れて欲しい。
23	前文に「多様性の尊重」「ダイバーシティをめざす」という方向性を明確に入れて欲しい。
24	前文や条文中にあえて「男性の解放」の文言を入れて欲しい。

番号	意見の概要
25	佐藤一夫前市長の最後の言葉となった平和首長会議での内容を、エッセンスでもいいから入れて欲しい。
26	平和首長会議のことが明確に入っていていいと考える。
27	前文もしくは条文の中に、新たな差別の媒体となるSNSを使った差別を禁止もしくは止める、調査する条項を入れて欲しい。
28	子どもにわかるような内容がよい。
29	全体として理念は素晴らしいものであるが、抽象的で具体性に欠ける印象を受ける。
30	条例を作ることは賛成だが、前文は憲法前文のほうがより具体的と感じるほど曖昧模糊としている気がする。「人の心の平和」というが人の心や感じ方は千差万別であり、確かめることはできない。また「世界での争いや差別」と、いきなり世界規模の話題にしているが、日本国内で米軍基地のある沖縄では日々不安を強いられているし、横田基地にはオスプレイも来るといし、実際に国立上空をジェット機がたびたび飛んでいる状態がある。戦争は最大の人権侵害であり戦争を押し進める米軍基地の問題を近隣の町としてしっかり考えるべき。
31	過去に国立でも人権侵害(部落差別、議員による職員へのセクシュアルハラスメント等)があったことを明記し、「国立市人権・平和条例」が二度と同じ人権侵害を起こさないために制定するものであるという文言を入れて欲しい。
32	今なぜ、この条例が必要なのか。「人権」と「平和」の尊重を対で示す切実さが見えてこない。冒頭にある「国立市平和都市宣言」に書ききれていなかったものを明らかにして加えて欲しい。人権侵害は自然発生的に起こるものではなく、人間の意志が起こすもの。かつて日本が参加した戦争も決して「不幸な自然災害」ではなく人間が引き起こしたのであり、戦争に伴って国内外で起きた数多くの人権侵害も人間の意志が起こしたものである。人権侵害の加害者、被害者を作らないためにも「過去の歴史への反省を忘れない」と明記し、平和の保持のため必要な道筋を見えるようにして欲しい。
33	出生前診断で命を奪われる胎児がいる。「命」の大切さをもっと前文でうたうべきと考える。
34	【項目1・項目5】「人間を大切にする」も大切だが「いのちを大切にする」も大切。戦争が始まった時、いのちを大切にできなかったため大勢の人のいのちがうばわれた。今は、いのちを選ぶ社会にもなっていてしょうがいしやは産まれてくる事も人間によって選択されている。どんな人間であってもしいのちをうばわれてはならないと考える。
35	【項目3】「また、社会において、生まれた場所、被差別部落、アイヌ、沖縄等の出身、国籍、性別・・・」がよい。
36	【項目3】人権侵害の事例「生まれた場所～」の他にも差別、人権侵害は存在する。戸籍による差別、家族形態による差別、また、ヘイトスピーチなどの民族差別、人種差別(国籍ではない)を加えて欲しい。
37	【項目3】「しかし、今もなお、世界では争いや差別が後を絶ちません。」はどうか。
38	【項目3】「被差別部落出身」「アイヌ出身」と具体的に明記して欲しい。
39	【項目3】生まれた場所ではなく、世系として欲しい。
40	【項目3】「生まれた場所、～を理由とした～」の中に「民族、職業」を入れて欲しい。
41	【項目3】「職業」を追加してはどうか。
42	【項目3】前文で性的多様性を反映しようとしている点は先進的で良いと思う。一方で、列挙のなかに「民族」や「人種」が入っていない。民族差別は日本社会にある根強い差別として知られており、ヘイトスピーチが社会問題となっているなかで「民族」を入れなければ片手落ちと思う。また、日本も批准している人種差別撤廃条約があるように、「人種」も入れてほしい。国籍と民族や人種は違うため(例えば、日本国籍者でも日本民族とは限らない、黒人で日本国籍を持っている人もいる)、国籍を挙げただけでは不十分と思う。列挙するなかに「民族」と「人種」を入れて欲しい。
43	【項目4】「私たちは、生まれながらにして自由・平等であり、差別と恐怖、欠乏といった不安から免れ、平和のうちに生存する権利があります。一人一人が異なる存在であることを理解し、また自らと他者の違いを認め尊重し合い、孤立、排除や摩擦から擁護し、すべての人が包み支えあう社会を実現していくことが求められている」として欲しい。
44	【項目4】「異なる」ではなく「”違い”を認める」として欲しい。
45	【項目5】「・・・人間を大切にする」<差別のない>まちづくりの・・・<>内を追加してはどうか。

番号	意見の概要
目的に関するご意見(3)	
46	「暴力」の文言を削除して「この条例は、あらゆる差別や偏見の存在しない」に変更してほしい。
47	この条例は、国のけんぽう、ほうしんが変わろうとも あらゆるの間に。
48	「市内にある企業及び在勤者もこの条例の主旨を理解し、すべての人が互いに認め合う社会の実現を推進することに勉めなければならない」として欲しい。
基本原則に関するご意見(3)	
49	市は様々な人権侵害にあっている当事者の声に真摯に向き合い、その声を活かした施策を推進する旨の条文を入れて欲しい。
50	人権保障の施策の根拠となる国際的な人権条約(子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、障害者差別撤廃条約)等を明記して欲しい。
51	市長、市、市民すべての共通の共通原則として、何人も差別をしてはならないことを宣言して欲しい。現行案では差別禁止条項がなく、差別が違法であることがあいまいだが、禁止条項を置くことにより、入居差別などの差別をなくすための具体的施策をとったり、実際に差別をやめさせたり、差別の被害者を救済する施策をとる根拠となるため。
市長の使命に対するご意見(4)	
52	佐藤一夫前国立市長の平和首長会議のメッセージから取り入れるとよいのではないか。
53	「市長がかわっても人権が守られていく」という言葉をいれたほうがよい。
54	「市長は、前に定める目的及び基本原則に基づき」がよい。
55	どんな時代になろうとも、どんな市長に替わろうとも、肉体的、精神的、経済的セーフティネットを守ることを使命として欲しい。
市の責務に対するご意見(12)	
56	末尾を努力義務ではなく「～しなければならない」と禁止を強くするべき。
57	市の責務に関する規定が弱いのではないか。人権の擁護や差別の撤廃が、日本国憲法と国際人権規約や子どもの権利条約、人種差別撤廃条約などの国際人権諸条約に基づく自治体の責務であることを明記して欲しい。
58	アウトティングに関する文言(守秘義務)を明記して欲しい。
59	差別とか偏見等は受けるのは主に少数者(マイノリティー)が大多数を占めると思うが、市の責務に記されているようなことを、大多数の市民が反対した場合、市はどのような動きとなるのか。
60	条例が制定された後、市の事業等にかかっていることを、実施、進める部署、どのようなセクションが受け持つのか明確にして欲しい。
61	「市職員は…」と具体的に明記して欲しい。
62	市の職員(市外からの在勤者)の位置づけを明確に。「市の責務」にあてはめて考えてよいのか。
63	市職員の人権研修を充実し、職員が人権・平和施策の先頭で活動するべきと考える。
64	しょうがいや貧困に苦しむ人々に対してセーフティーネットとなるものにして欲しい。
65	市は全ての差別を知る必要がある。国立市に部落はないと言う人もいるし、部落をしらない人、多目的トイレしか使えない人がいることを知らないという実態がある。
66	現行案では市の責務の内容があいまいなため、市の責務として明確に差別を撤廃すると明言してほしい。
67	「市民の責務」の表現との整合性を取り、「あらゆる分野において<差別や偏見・暴力をなくすために>必要な」としてほしい。
市民の責務に対するご意見(6)	
68	「市民は1人の人間として、自分とちがう相手を肉体的、精神的、経済的、苦痛をあたえる事をしてはならない」としてほしい。
69	「市民は、差別・人権侵害をしてはならない」と努力目標ではなく、差別禁止とする。

番号	意見の概要
70	「暴力」の文言を削除して「差別や偏見をなくし」として欲しい。
71	市民の責務と権利の書き分けについてももう少し考えるべき。市民の権利を先にもっていきとよいと考える。
72	「市民の権利」と「市民の責務」の順序を逆にしたい。
73	市民は市長および市が人権をおかす市政を行っている時には、正す責務を全市民が負う。
市民の権利に対するご意見(4)	
74	市民としてあたりまえに暮らすための情報を保障されることを権利として明記して欲しい。
75	市民の異議申し立ての権利を保証する、安心して意見を述べる場を保証する。
76	【項目1】「良好な自然・・・」が少し抽象的すぎる。「だれからも差別されない安心して暮らす権利を有する」的な文言にしてはどうか。
77	【項目1】「健やか」の解釈として「しょうがいの有無」と「健やか(健康)」がどうからみ合うのか。「しょうがい」がある—健康ではない。でも「しょうがい」は病気ではない(医療を必要とする部分もあるが)。「しょうがい」は特性とか個性とかいわれる部分もある。「健やか」が健康とか病気のないという解釈であれば使わないで欲しい。
くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間に対するご意見(5)	
78	くにたち平和の日ではなく、「くにたち人権・平和の日」と書いた方がよいのではないか。
79	6月21日のくにたち平和の日とは別個に「くにたち人権尊重の日」を作って欲しい。
80	くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間だけではなく、「人権」も加えて欲しい。
81	【項目2】推進週間は6月14日から6月21日の7日間が良いのではないか。
82	【項目2】推進週間は12月1日～12月14日として欲しい。
事業に対するご意見(30)	
83	よい趣旨だと思います。せつかく作った条例が実質的に機能するように、「事業」の中に、本条例に反する問題が生じたときには相談に乗り、対処するというような「フォロー体制の構築」があるとよいと思う。
84	”人権が犯されたとき”の対処について書いて欲しい。
85	人権問題の相談窓口(専門)をつくる。専門家を配置し、具体的な対応をしていく。
86	実際の”人”を知るための機会として、出会う場・つながる場をつくる必要がある。
87	「人事育成」や、「ネットワークづくり」「市民との協働」「民間・市民の活動支援」を入れてほしい。
88	人権・平和に関する「教育」「調査及び研究」の推進を入れる。(大学や研究機関、シンクタンクとの協働連携の可能性を残す)
89	当事者を入れた「審議会」の設置を入れて欲しい。
90	条文について、堺市の条例の様に「人権施策推進審議会」を入れて欲しい。
91	「国立市人権施策推進審議会」のような組織をつくり、そこに被差別当事者が参画し、その声が絶えず反映できるようにする。
92	「国立市人権・平和委員会」ないし「国立市人権・平和審議会」を設置し、そこに被差別当事者も入れることを明記して欲しい。審議会では条例に基づく具体的施策の立案や点検を行って欲しい。
93	当事者を入れた「審議会」の設置を強く望みます。
94	人権計画又は人権指針、平和計画をしっかりとつくれるようにしたい。すぐには無理かもしれないので条文の中に「計画的に」の文言を入れておく。
95	この条例に基づく「人権施策推進計画」を策定し具体的に進めて欲しい。
96	事業を推進するため、推進体制・推進計画を堺市のように効果的なものにして欲しい。
97	条文の中に、推進計画の策定を入れて欲しい。

番号	意見の概要
98	事業の中に、民族の文化交流事業(音楽や踊りなど)を入れて欲しい。
99	被差別マイノリティの豊かな文化・芸術活動の場をつくる。(例:音楽祭・踊り・映画・・・その他)
100	すでに人権週間の時には、様々なイベントがあるが、国立には、いろいろな地域から来ている人がいると思う。その地域の文化や音楽を紹介するものがあるとよい
101	ただ「差別は良くない、してはいけない」だけのものにならないようにする必要がある。差別や人権、平和について考えるだけでもたくさんの感情が湧いてくる。差別や偏見があるとき、どんな感情が湧いてきて、どんな気持ちなのか、その感情や気持ちがどこから来るのか見ていく作業が大事である。これらの感情は過去に傷ついた経験からきていることが多い。男性が支配する社会において、男性がどのように扱われ、どんな役割を負わされているのか、というのを見ていくのもとても良い事だと思う。
102	大阪「人権博物館」の例を参考に「人権資料館平和ミュージアム」を作って欲しい。(郷土文化館に併設する”場”になることも)
103	【項目1】毎年定例化して人権・平和シンポジウムを開催して欲しい。
104	【項目2】事業の対象は言うまでもなく、全市民、国立市在勤者。また、小中高大学等の生徒、学生、教職員対象の事業にも力を注いで欲しい。
105	【項目2】教職員、小・中・高・大、他市からの在勤、在学生含めた啓発が必要。
106	【項目2】自分の身体が大切なように、相手の身体も大切であるという教育が大切だと思う。義務教育期課程での性教育というのが必要だと思う。
107	【項目2】事業に教育及び啓発とあるが、この法ができたとして、どのように進めていくのか。どこまで市が教育委員会に働きかけられるかにかかっていると思う。
108	【項目2】人権三法のリーフレット等を全家庭に配布して欲しい。(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「ヘイトスピーチ規制法」「部落差別の解消の推進に関する法律」)
109	【項目3】人権・平和に関する情報・資料の収集、保存及び提供 誰が(どこが)収集し保存し提供するのか。差別や人権侵害があったことの記録も必要である。
110	【項目3】「人権・平和に関する情報・資料の収集、保存及び提供」という条文の中に、ぜひ「差別の実態調査を行う」必要があることを入れて欲しい。今年の3月に法務省から「外国人住民調査報告書」が出されたが、今だ全国的に差別の実態(外国人以外に対しても)調査は少ない。ぜひ市のレベルでもお願いしたい。
111	【項目3】過去に起きた人権侵害を記録し、その記録を保存すること。公共施設での人権侵害に関する展示、学習会を推進することを明記して欲しい。
112	【項目4】市民からの訴えや相談に対処する窓口の設置を明記して欲しい。具体的な対応をする権限を持たせて欲しい。
委任に対するご意見(0)	
全体に対するご意見(4)	
113	条例にルビをふって欲しい。
114	「包み支え合う」「認め支え合う」等、字数を節約せず読みやすい日本語で書いて欲しい。
115	文中の「暴力」を削除して欲しい。
116	前文に暴力が入っているのは理解出来るが、目的以下で”暴力”が入ってしまうと差別ありきと捉えかねないので別な文言または無しにして欲しい。
その他のご意見(23)	
117	人権侵害が実際に発生した場合や、人権侵害の発生が予見される場合に、市が取り組む根拠となる条例にして欲しい。
118	全体的に平和に関してぼやけているように見える。平和に関して具体的なものがないように思う。
119	骨子案の条文からは差別を許さないという強い決意が伝わってこない。もっとはっきりと書いて欲しい。
120	職員・市民の他に、教育機関や市内に従事している企業及び職員も、条例対象に入れて欲しい

番号	意見の概要
121	前文、目的の間に、対象の人達(ex.市民、職員・・・)をしっかりと明記して欲しい。
122	国立における貧困問題、いじめ問題の実態や部落差別で苦しむ人たちの存在も無視できない現実としてきちんと向き合うべき。北朝鮮の話題が出るたびに命の危険を感じている在日の人々の子どもたちのこと、「共謀罪」の成立で自由に意見が言いにくくなったと感じている人たちもいる。まずは、現実にある人権侵害の実態について当事者の方の意見を聞きながら条例案を作っていくべきだと思う。もう少し市民の意見を聞き時間をかけて条例を作成して欲しい。
123	人権・平和条例ができるのはよいことであると思う。3月議会までと完成の時期を限定せず、丁寧に良いものを作って欲しい。
124	骨子案なので、これから肉付けをする段階かと理解するが、内容には不足する部分が多い。多くの理念を少ない言葉に詰め込もうとしているように見える。省略せずもっと具体的に書いて欲しい。すでにある「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例や「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例案」に詳細を譲っているのかもしれないが、それらと同程度に、また入り切れないものを具体的に入れて欲しい。
125	差別があった時には、断呼として声をあげる。
126	人権をおかしたらどうするのかも考える必要がある。
127	国立市が被差別マイノリティーの声に真摯に向き合い、その声を活かしながら「人権・平和基本条例」を制定しようとしていることに賛同したい。
128	丸山忠雄さんの詩「ふるさと」をどこかに載せて欲しい。(市報・シンポの時でもいい)
129	差別の調査、具体的な差別撤廃施策の審議、被害救済などを担う、人種差別撤廃の専門家や被害当事者などからなる第三者機関を設置することを条例に盛り込んで欲しい。 (理由)現行案では内容が抽象的であり、具体的な調査やそれに基づく施策を作り、かつ、被害者を実際に救済するためにも特別な機関が必要であること、市による公的な差別もありうることから市と独立した機関をつくる必要があること、何が人種差別かなど判断が容易ではない場合もあるので専門家の力が有用であること、被害当事者でなければ被害がわかりにくいことから。
130	差別禁止条項を入れて欲しい。
131	国立市は差別を禁止し撤廃すると宣言してください。
132	他市の人権条例や西東京市等の平和条例のように、施策の推進組織は条例に必要。(学識だけでなく、当事者も入れる)
133	大阪府堺市のように大人用と子供(しょうがい者)用に分けて作成するのはどうか。
134	堺市の「ともに生きる」のような子ども向けの冊子をつくって欲しい。大人がわからなければ子どもに教えられない。差別は受けつがれる、大人→子どもへと。
135	条文に教育機関の責務も入れて欲しい。
136	差別について勉強をします。
137	実効性のある条例となるために差別の調査、具体的な差別撤廃施策の審議、被害救済などを担う、人種差別撤廃の専門家や被害当事者などからなる第三者機関を設置が必須です。条例に明記してください。
138	「ヘイトスピーチ解消法」が成立した以後もネット等を通じてのヘイトスピーチは止めることができていない。これは差別がいかに惨い人権侵害であるか理解されていないのだと思う。また、戦争は最大の人権侵害だと言われている。市長はじめ自然体としての、差別は許さない、すべての人の人権を守るという決意を示して欲しい。また、人権侵害があったのかどうか判定し、警告を出せる機関を市の部署に位置付けて第三者の専門家による構成で設立して欲しい。
139	核兵器禁止に関しては、この条例で触れなくてよいと考える。理由は、2000年6月に「国立市平和都市宣言」がつけられているため。また、核兵器だけでなく、沖縄の基地の問題などあげればきりが無い。このことを人権と並列するのはどうか。人権に焦点を当てた条例にして欲しい。